

平成29年5月22日

指定生産地で生産する方式を適用した米国カリフォルニア州産
さくらんぼ生果実の日本向け輸出の停止について

- 1 米国産さくらんぼについては、米国内でコドリングが発生しているため、輸出前に臭化メチルくん蒸を行う方式と指定生産地で生産する方式(アイダホ州、ワシントン州、オレゴン州及びカリフォルニア州に限る。)での輸入を認めています。
- 2 5月17日、在京米国大使館から、指定生産地で生産する方式で生産された日本向けカリフォルニア州産さくらんぼについて生果実検査を実施したところ、果実からコドリングと疑われる幼虫が発見され、同日、当該幼虫がコドリングでないことが確認できるまで、本方式によるカリフォルニア州産さくらんぼ生果実の日本向け輸出を自主的に停止したとの連絡を受けました。
- 3 5月22日、在京米国大使館から、発見されたのがコドリングの幼虫であったとの連絡があったことから、関係規則に基づき指定生産地で生産する方式でのカリフォルニア州産さくらんぼの輸出は直ちに停止しました。
- 4 現在、米国植物検疫機関に対し、原因究明の調査及びその結果を踏まえた再発防止策の提出を求めており、米国の提案に基づき対応が十分と認められるか検討を行うこととなります。
- 5 なお、臭化メチルくん蒸を行った米国産さくらんぼ生果実については、カリフォルニア州産のものも含め、引き続き日本向けに輸出が行われます。

(参考1)

指定生産地で生産する方式について

さくらんぼはコドリングアが好んで寄生する植物でないことを踏まえ、くん蒸に代わる検疫措置を設定し、アイダホ州、ワシントン州、オレゴン州及びカリフォルニア州産さくらんぼに適用しています。

措置の主な条件は以下のとおりです。

- (1) アメリカ合衆国植物防疫機関が指定した生産地で生産されること
- (2) 生産地では、コドリングアの発生調査が果実の生育期間中、定期的に行われること。
- (3) 収穫果実への検査が3回(こん包施設到着時、選果後及び輸出検査)行われること。

(参考2)

コドリンガについて

英名 : Codling Moth

学名 : *Cydia pomonella* (L.)

ハマキガ科に属する蛾の一種で、りんご、なし、もも等のバラ科植物の果実やくるみの重要害虫として知られている。本種はもともとヨーロッパ原産であるが、現在では赤道付近及び極圏を除き、幅広く分布している。

卵は果実の表面や果実に近い葉面に産下され、ふ化した幼虫が果実内に食入し、加害する。

幼虫は老熟すると、体長が20mmに達し、体色は赤みがかった乳白色となる。老熟幼虫は蛹化するために果実から脱出し、樹皮下や地上の落葉中に移動する。

成虫は褐色の小さな蛾で、体長は7～9mm、前翅を広げた幅は15～17mmである。

発生地域： 米国(ハワイを除く)、中国、ヨーロッパ、アフリカ等

寄主植物： りんご、なし、もも、すもも、くるみ等

